答 申

1 審査会の結論

本件諮問事項は、いなべ市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成 17 年いなべ市条例第 2 号。 以下「審査会条例」という。)に定められた当審査会の所管事項に該当しない。

2 異議申立人の主張要旨

(1)異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 17 年 7 月 22 日付けでいなべ市情報公開条例(平成 15 年いなべ市条例第 8 号。以下「公開条例」という。)に基づき行った「地理情報システム(GIS)に関して国・県と市がやりとりした文書」(以下「本件対象公文書」という。)の公開請求に対し、いなべ市長(以下「実施機関」という。)が平成 17 年 8 月 31 日付けで行った公開決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、本件処分は次の理由により取り消されるべきであるというものである。

本件処分は、平成17年8月31日付けで通知を受けたが、公文書公開決定通知書で通知された公文書の公開の日時は平成17年9月21日(以下「本件公開日時」という。)とされている。これは、本件対象公文書に第三者が作成した文書が含まれているため、実施機関が本件対象公文書の公開の実施に際し、当該第三者へ配慮したためと考えられる。行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第13条第3項は、「・・・第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。」としており、当該規定は第三者に開示決定に対する行政上及び司法上の救済の機会を与える趣旨であると解される。公開条例に同種の規定はないが、実施機関は情報公開法の規定を斟酌したものと思われる。しかし、公開請求に反対の意思を表示していない第三者に対しては必要のない期間であり、第三者が反対の意思を表示していないにもかかわらず、公開決定から開示の実施までに一定の期間を設けることは、公開請求者の利益を違法、かつ、不当に侵害するものである。したがって、本件処分は取り消されるべきである。

3 実施機関の説明要旨

(1)本件対象公文書について

本件対象公文書はいなべ市がいなべ市地理情報システムを導入する過程で国、県等から取得した公文書であり、財団法人三重県市町村振興協会から取得した文書が含まれている。実施機関は公開決定に際して第三者である財団法人三重県市町村振興協会に対して意見照会を実施し、当該第三者の意見は公開について支障がないというものであった。

(2)本件公開日時について

実施機関は、公文書公開請求に際して対象となった公文書に第三者の情報が含まれる場合であって、 当該第三者に意見照会した場合は、第三者からの反対意見の有無にかかわらず、公開決定日から開示 の実施日までに最低2週間の期間を設ける必要があると判断していた。その理由は、第三者が意見照 会を受けた段階では公開に支障がないと判断していたとしても、その後において第三者の判断が変わ る可能性もあると考え、より慎重な対応をすべきであると判断していたというものである。

なお、異議申立人は既に本件対象公文書の公開を受け、その写しを受領している。

4 審査会の判断

(1)基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれたりするなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳格に解釈して、以下について判断する。

(2)審査会の所管事項について

審査会条例第1条及び第2条によれば、当審査会の所管事項は、次のとおりである。

- ア 公開条例第 14 条及びいなべ市個人情報保護条例 (平成 16 年いなべ市条例第 25 号。以下「保護条例」という。)第 28 条の規定に基づき、不服申立てがあった場合に実施機関の諮問に応じて審議を行うこと。
- イ 保護条例第6条第5項、第7条第2項第9号及び第4項、第8条第1項第7号並びに第9条第2項の規定により意見を述べること。
- ウ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて、又 は自ら調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(3) 本件諮問事項について

実施機関の諮問内容について審査したところ、本件処分は公開決定であり、公文書の公開請求に対する実施機関の決定の実質的当否について審議すべき事項は含まれていないものと認められる。したがって、本件諮問事項は当審査会の審議事項に該当しないものと判断する。異議申立人の指摘する実施機関の事務処理上の問題は当審査会の審査権限の及ぶところではない。また、異議申立人は本件対象公文書の開示を受けており、本件異議申立ての利益は失われているものと思料する。

(4)結論

本件諮問事項は、当審査会の所管事項に該当しないものと判断し、主文のとおり答申する。

5 審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容	
平成 17 年 10 月 24 日	諮問書受理	
平成 17 年 10 月 27 日	実施機関の経過及び非公開理由説明(第5回審査会)	
平成 17 年 11 月 24 日	実施機関の追加説明 (第6回審査会)	
平成 18 年 2 月 23 日	審議(第8回審査会)	
平成 18 年 3 月 23 日	審議及び答申(第9回審査会)	

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	杉岡 治	弁護士
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	杉浦 肇	弁護士